

## たばこの規制に関する枠組条約について

## 1. これまでの経緯

- 平成15年5月 WHO総会において、たばこ規制枠組条約が、原案のとおり、全会一致により採択された。
- 平成16年3月9日 閣議決定（署名、国会提出）  
9日 署名（98番目）  
5月19日 国会承認  
6月8日 閣議決定（同日受諾書を国連事務総長に寄託）
- 平成17年2月27日 条約発効  
（平成23年11月現在174カ国が批准）

## 2. 条約の概要及び国内における対応措置

## 1. 条約の目的

「たばこが健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から、現在及び将来の世代を保護する。」

## 2. 主要事項

## ①たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条）

様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させる上で効果的かつ重要な手段であることを認識し、課税政策及び価格政策を実施。

[対応状況]

平成22年10月より、たばこ1本あたり3.5円のたばこ税率の引き上げを実施。

## ②たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）

屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。※

[対応状況]

平成15年に施行された健康増進法で対応。また、平成22年2月25日に、公共的な空間については、原則、全面禁煙であるべき旨を付した健康局長通知を自治体へ発出。

## ③たばこ製品の含有物に関する規制（第9条）／たばこ製品についての情報の開示に関する規制（第10条）

締約国会議は、たばこ製品の含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提案し、各国は効果的な規制措置を講じる（第9条）。

たばこ製品の製造業者及び輸入業者に対したばこ製品の含有物及び排出物に係る情報を政府に開示するよう要求する措置を講じる。更に、たばこ製品及びたばこ製品から生ずる排出物の毒性を有する成分に係る情報開示の措置を講じる（第10条）。

[対応状況]

紙巻たばこの煙に含まれるタール量及びニコチン量の表示を義務付け。

#### ④たばこ製品の包装及びラベル（第11条）

健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。

[対応状況]

平成15年11月たばこ事業法施行規則を改正。平成17年7月以降出荷するたばこ製品に、新たに8種類の注意文言の表示を義務化。

#### ⑤教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）

喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。※

[対応状況]

ホームページでの情報提供。禁煙教育・指導等。

#### ⑥たばこの広告、販売促進及び後援（第13条）

憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告等に関して全面禁止又は適切な制限措置。※

[対応状況]

平成16年3月たばこ事業法第40条に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正し、たばこ広告の規制を強化。平成16年10月より電車・バスなどの公共交通機関への広告の掲出禁止、新聞・雑誌への広告規制。平成17年4月より屋外広告禁止を実施。

#### ⑦たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこ需要の減少に関する措置（第14条）

たばこへの依存の適切な治療を促進するため、効果的な措置をとる。※

[対応状況]

平成18年度診療報酬改定で、外来で禁煙治療を行う「ニコチン依存症管理料」や、②禁煙補助剤について、新たに保険適用の対象とした。

#### ⑧未成年者への及び未成年者による販売（第16条）

未成年者がたばこにアクセスできないよう、適切な措置をとる。

[対応状況]

平成20年7月にたばこ自動販売機に成人識別機能の付与を義務付け。また、平成22年9月にインターネットによるたばこ販売において、公的証明書による年齢確認を徹底。

※箇所は、たばこ枠組規制条約締約国会議においてガイドラインが策定されているもの。